

第4回仙台市の就学支援の在り方検討委員会議事録

- 1 日 時 令和3年7月30日(金) 15:00~16:45
- 2 場 所 仙台市役所上杉分庁舎12階 教育局第1会議室
- 3 出席委員 遠藤克宏委員, 小野寺治歌委員, 小野寺正枝委員,
癸生川義浩委員, 高屋隆男委員, 庄子希恵委員
葛森武夫委員, 寺本淳志委員, 林みづ穂委員 (計9名)
- 4 欠席委員 齋藤有美委員 (計1名)
- 5 事務局 教育局学校教育部長 郷家貴光
教育局学校教育部特別支援教育課
課長 秋山一郎
主幹 三浦潤子
主任指導主事 堀越秀範, 大久耕
指導主事 丹野尚, 齋藤義治
専門員 武田洋 (計8名)
- 6 次 第
 - (1) 開会
 - (2) 教育委員会挨拶
 - (3) 議事
 - ①仙台市の就学支援の課題に対する検討案について
 - ②その他
 - (4) 閉会
- 7 会議資料
 - 資料1 仙台市の就学支援の課題に対する検討案
 - 別紙1 仙台市の就学支援の在り方検討委員会スケジュール

(1) 開会

事務局（特別支援教育課：堀越主任指導主事）

本日はご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、第4回仙台市の就学支援の在り方検討委員会を開会いたします。

本日は、マイクを準備いたしましたので、ご発言の際には、マイクをご使用いただきますようお願いいたします。

(2) 教育委員会挨拶

事務局（特別支援教育課：堀越主任指導主事）

それでは、開会にあたりまして、郷家貴光学校教育部長よりご挨拶を申し上げます。

事務局（学校教育部：郷家部長）

皆さま本日も大変お忙しい中、本会議にご出席いただきまして本当にありがとうございます。5月に開催いたしました前回の委員会におきまして、昨年度までの当委員会で整理していただきました本市の就学支援に係る課題の件では、こちらの前半部分をご議論いただいたところでございます。委員の皆様からは、様々なご意見を頂戴いたしまして協議を進めさせていただきました。ありがとうございます。本日につきましては、前回ご協議いただきました内容に基づきまして再度整理いたしました検討案の前半部分（資料1）のご説明と、前回残っておりまして後半部分の協議を行っていただく予定でございます。本日の議事におきましても、委員の皆様、様々な視点から忌憚のないご意見を頂戴いたしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局（特別支援教育課：堀越主任指導主事）

郷家部長は、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

それではここからは、高屋委員長にお渡しいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 議事

(高屋委員長)

皆さんこんにちは。よろしくお願い致します。それでは、会議を進めたいと思います。

最初に本日の議事録に署名をしていただく委員を指名したいと思います。ご出席の委員の名簿順ということで、今回は癸生川委員にお願いしておりますので、次の方ということになりますので、今回は、庄子委員にお願いいたします。

(庄子委員)

はい。分かりました。

(高屋委員長)

よろしくお願い致します。

議事に入る前に、前回、第3回の検討委員会の議事内容や資料に関するご意見についてですが、事務局から今回は特にいただけていないという報告を受けております。

前回の内容について、言い忘れた意見などがあればここでご発言をお願いします。

なければ次の議事の内容にも関連する部分もあるかと思っておりますので、そちらでもご意見をいただくようお願いします。

それでは、さっそく議題に入ります。本日の議事でございますが、前回協議した「仙台市の就学支援の課題に対する検討案について」の前半部分を再整理した内容と後半部分の案について、事務局から説明をいただきたいと思います。

始めに、前回の協議事項を受けて事務局で再整理した前半部分について、事務局から説明を

お願いします。

事務局（特別支援教育課：三浦主幹）

それでは、私から前回の協議を受けて事務局で再整理した前半部分について、ご説明いたします。

本日の要項1ページ資料（第4回）をお開きください。A4版横長のページになります。

まず、資料についてご説明いたします。

ここから3ページ目までは、第3回委員会において委員の皆様からいただきました御意見に対して、当日、事務局で回答した内容、また本日までの間に表記の仕方などについて整理した内容のうち、今後報告書を作成して行くに当たり確認していただきたいものなどについて抜粋して載せてございます。左側が前回お示しした検討案、右側が再整理した内容となります。

検討案①-1では、仙台市就学支援委員会の審議の効率化・迅速化を図る方法について、いただいたご意見としては、「事務局による審議資料及び事務局案の作成について、すべての部会について行う予定があるのか。また、事務局の負担軽減も図る工夫が必要ではないか。」というものがございました。

事務局としては、審議資料及び事務局案の作成については、当面、審議件数の多い知的障害部会と自閉症・情緒障害部会で実施し、その他の部会については、事務局の負担なども考慮しながら、今後検討していくことを考えております。資料には、「知的障害部会や自閉症・情緒障害部会」とありますが、「や」を「と」に修正してください。

次に、2ページを御覧ください。

①-2市就学支援委員会で審議するケースを整理することについては、「一定の条件とは、どのようなものを想定しているのか」という御意見がございました。

事務局として、一定の条件とは、学びの場を決定するに当たって、その判断の妥当性が担保される内容のものと考えております。条件の例としては、

- ・過去の市就学支援委員会で審議結果
- ・専門機関の見立て
- ・本人や保護者の希望
- ・校内就学支援委員会で判断
- ・現在の学習や生活の状況

などを想定しておりますが、具体については、今後、検討していきたいと考えております。

次に、②についてです。

ここでは、通級による指導についての課題に対する案を挙げておりました。いただいたご意見としては、「基礎定数化への対応として、新就学児について入学時点から通級を始められるようにする方法以外の手立ても必要なのではないか。」「一方で、新就学相談時から通級による指導を希望するケースの全てについて対応することになれば、現在の2倍相当の審議件数になり、対応が困難なのではないか。」というものがございました。

事務局として、この部分について再度整理し、次のように考えております。

課題としておりました基礎定数化ですが、通級指導を受ける在籍者数に対しての教員の数が、これまでの加配としての配当ではなく、基礎定数として確実に配当されることにより、計画的な通級指導の体制整備が可能となります。このことから、今年度モデル事業で行っている巡回指導方式などを取り入れることで、多様なニーズに応えられるようにすること、また、新就学児の通級による指導希望者への対応については、現在行っている方法（特別支援学級を検討しているお子さんの中で、市就学支援委員会の判断が通常配慮となった場合に、通級指導教室の希望があり、かつその対象となる場合）を基本とし、在籍児の増加については、事務局が事前に対象児の実態を整理するなどの工夫をしながら、審議の効率化を図ることを考えております。

以上のことから、②については、2ページの下、左側の箱囲みの部分に記載したように文言を修正いたしました。

箱囲みの部分をご覧ください。

②通級による指導に係る就学支援などについて見直しを図る、として

○事前に事務局が、対象児童生徒の実態をチェックリストにより整理するなど、審議の効率化

を図る。(資料には、後半部分、チェックリストにより整理するなどを行い、とありますが、などのあと「を行い」を削除してください。)

○拠点校方式のみではなく巡回指導方式を取り入れ、児童や保護者の通級に係る負担軽減を図るなど、多様なニーズに応える。

このように修正いたしました。

続いて③の新就学児相談会の見直しについてです。案としておりますポツの二つ目、「相談会での相談員は、事務局担当者や専門員が行う」とありますが、「相談会での相談は、事務局担当者や専門員が行う」ということとなります。相談員の「員」の部分削除してください。令和2年度実施している対応などを参考にし、実際に来週から始まる今年度の相談会では、事務局担当者と市立学校の先生方である「専門員」で、4日間で330件程の相談を行う予定です。

(ちなみに、現在の申し込み件数は390件程ですが、今後もいくらか申し込みがあると思いますので、今年度は400件を超える見込みです。)

ここでは、「実際に、子供の状況確認を行うのがどのようなケースか。」また「医師の所見について、判断材料として必要な情報が記載されるようにしていただきたい。」というご意見がございました。

事務局としては、子供の状況確認を行うケースとして、「保護者からの聞き取り及び在籍園や専門機関などの資料のみでは、対象児の実態を十分に把握できない場合には、事務局が対象児を直接確認するなどし、調査を行う。」と整理しております。

また、医師の所見については、これまでどおり記入例を示し、対象児の状態などについて必要な内容が収集できるよう努めてまいりたいと思います。

以上、前回の協議を受けて再度整理した内容についてご説明いたしました。よろしくお願いたします。

(高屋委員長)

事務局で再整理したものは、第3回の検討委員会で協議した内容をしっかり反映した内容になっていると思いますが、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から質問、意見をいただきたいと思います。

(林委員)

最後のところの③の事務局の説明について、私も知らなかったので聞かせていただきたいのですが、医師の所見については、これまでも記入例を医師に示されているということなんでしょうか。

事務局(特別支援教育課：秋山課長)

医師の主治医所見として、市教委から「こういった例でご記入いただければ幸いです」ということで示している様式例がございます。例えば、新就学の相談会のときや、保護者の方と面談をして、主治医の所見が必要な場合には、「こちらの様式例をお医者さんにご相談するときに提示してください」とお願いしておりました。ただし、該当する全ての保護者にお渡ししていたか、また保護者がしっかりとお医者さんに渡していたかの確認は徹底していないところがありましたので、再度、内容についても検討し、主治医所見の様式例を使っていければと考えております。

(林委員)

ありがとうございます。そうした様式例を参照されたのか明らかでないような所見を見ることが多かったように思います。また、保護者にお持ちいただいてもそれが医師に渡るか不安な部分がありますので、たくさんお書きになる医療機関には、医療機関宛に示されておくのも一つの案かと思いました。

(高屋委員長)

提案ありがとうございます。他に意見や質問はありませんか。

それでは、一旦、質疑応答を終わりたいと思います。
それでは、検討案の後半分について、事務局から説明いただきます。

事務局（特別支援教育課：三浦主幹）

では、4ページをお開きください。A4縦長のページ「2早期からの一貫した支援について」の部分になります。

ここでの課題としましては、「障害のある子供について、その障害を早期に把握し、将来の自立に向けて一貫した支援をすることが求められている。現状では、新就学児相談会に参加した保護者へ就学支援のガイダンスを行っているが、相談会の開催時期は対象児が就学する前年の8月となり、あと半年余りで入学を迎えるという本格的な就学相談が開始される時期と重なっているのが現状である。これまで以上に円滑な就学先決定のプロセスをたどるためには、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期から、就学先決定についての手続きの流れなどについて、本人・保護者に対してあらかじめガイダンスを行うことが求められる。」ことが挙げられます。

検討案としましては、

○「発達相談支援センターや子供未来局子供保健福祉課の相談事業などと連携し、就学に関するガイダンスを行う。」ことを挙げています。

具体的には、市教委特別支援教育課主催の5歳児保護者を対象とするガイダンスを開催します。令和3年度は、試行的に年2回（7月と12月）開催予定となりますが、ガイダンスについて、「発達相談支援センターや子供未来局との連携を図りながら、保護者への案内を行う他、市政だよりなどの広報も活用し、周知を図る。なお、ガイダンスの持ち方については、今年度試行的に実施している状況なども確認しながら、成果と課題を整理し、今後さらによい方法を検討する。」としています。

ちなみに、7月6日に実施したガイダンスには113名の保護者の皆様にご参加いただきました。保護者の方々に会場にお集まりいただいて直接対面で説明する方法を取っておりますが、今後はオンラインの可能性なども検討していけるのではないかと考えております。

続きまして「3関係機関との連携について」説明いたします。

ここでの課題としては、「これまでも仙台市では、特別支援教育課と発達相談支援センターが密接に連携し、就学支援に係る資料の提供を発達相談支援センターから受けておりますが、適切な学びの場の検討・判断をするにあたって、教育委員会や学校が、関係機関や幼稚園・保育所などと連携することが重要になってきており、これを行うための仕組みを整理・充実させることが求められている。」ことが挙げられます。

検討案といたしましては、

○「幼稚園-保育所-認定こども園などとの連携」について、さらなる改善・充実を図ることとしてしています。

- ・「幼稚園-保育所-認定こども園との情報交換などについてさらなる改善・充実を図る。」こと。
- ・「市教委では、年2回開催する特別支援教育コーディネーター連絡協議会に、平成30年度から市立学校園のみではなく市立児童館・保育所にも参加を呼び掛け、幼稚園・保育所などと学校との連携を図っている。」この部分、資料の最後を修正いたします。「連携を図っている」の部分で、「連携を行っており、この取組の充実を図る」といたします。
- ・「この他、特別支援教育コーディネーター地区別連絡協議会では、令和元年度には、38地区のうち31地区において、幼稚園・保育所・私立保育園、児童館などの近隣施設の職員が参加しており、今後もこの取組を推進し、就学支援の充実を図る。」こととしてしています。

ポツの二つ目に挙げましたが、市教委特別支援教育課では、年に2回（例年5月と1月）「特別支援教育コーディネーター連絡協議会」を開催しています。この会の中では、中学校区を基本とした38地区にグループを分け、38地区ごとの地区別連絡協議会として、地区ごとに立てた計画に基づき年間の活動を行う取組が、ほぼ定着してきております。この会には、平成30年度から市立学校園に加えて、市立の保育所、児童館へもご案内を差し上げております。令和元年度には、38地区のうち31地区の連絡会に、近隣の市立保育所・児童館に加えて、近隣の幼稚園や私立保育園などからも職員が参加している実績がございます。このような取組を推進す

ることを通して、就学支援の充実を図ることとしております。

これは、現在実施している協議会を活用した取組となりますが、今後、情報交換などについてさらなる改善・充実を図るための仕組みを検討してまいりたいと考えます。

○「福祉関係機関との連携についてさらなる改善・充実を図る」こととしています。

・「就学に係る相談や資料提供、情報交換などについてさらなる改善・充実を図る（発達相談支援センター、児童発達支援センターなど）」こと。

・「発達相談支援センターから市就学支援委員会への資料提供については、試行的に令和2年度から保護者が行う事務手続きの簡略化をし、負担を軽減した。今後もより効率的な方法を検討する。」としています。

例として、令和2年度に試行的に行った事務手続きとしては、

① アーチルが、保護者に市教委への資料提供の同意を得る。

② アーチルが、保護者と市教委へ資料を送付する。

という流れで行いました。

これまでは、保護者を介して資料のやりとりを行っておりましたが、アーチルのご理解とご協力により、事務手続きが簡略化されたことで、保護者の負担が軽減されております。

今後は、アーチルの負担増とならないよう考慮しながら、より効率的な方法を検討してまいりたいと考えます。

・(ポツの三つ目：今回、追記した部分になります。)

「発達相談支援センターと市教委で実施している「特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議」において、就学支援についての情報交換や研修などを行う。」としています。

連絡調整会議など、これまで実施している機会を活用し、就学相談に当たる上で、市教委とアーチルの連携についても、より充実を図ってまいりたいと考えております。

○「子供未来局子供保健福祉課が行っている「5歳児のびのび発達相談」の実施状況などに応じ、情報提供や引継ぎの在り方を検討する。」こととしています。

続きまして、「4多様で柔軟な仕組みの整備」についてです。

ここでの課題としては、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが求められている。現在、交流及び共同学習や居住地校交流などにおいて、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ活動を行っている。また、基礎的環境整備や合理的配慮の提供のために、市就学支援委員会において、要医療的ケア対象児に対する看護師配置についての審議や、通常の学級で学ぶ肢体不自由のある児童生徒に対する介助員配置についての審議を行っている。なお、令和3年9月18日に施行される「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、今後も教育委員会や学校が合理的配慮の提供を検討する際に助言などを行うことが求められる。」ということ挙げております。

検討案については、

○『「基礎的環境整備」や「合理的配慮」について、提供の必要性や妥当性などについて市就学支援委員会の意見を参考にしながら、個別の教育的ニーズのある子供に対しての必要な支援を総合的に判断する仕組みを充実させる。』こととしています。

・「毎年度の通知や教育委員会作成資料などによる周知を図り、校内における学びの場の柔軟な活用及び日常的な交流及び共同学習、特別支援学級と特別支援学校間の計画的な居住地校交流などのさらなる推進を図る。」としております。

・「医療的ケア対象児に対する看護師配置や肢体不自由児に対する介助員配置などについて、就学支援委員会での審議に基づき適切な配置を行い、必要な支援の提供を図る。」としております。

続きまして「5校内就学支援体制の充実」についてです。

ここでの課題は、「市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした在籍児の割合が、年々増加しており、令和2年度は95%となっている。これは、学校における就学支援体制が整備され、適切な就学支援が行われていることの表れであると考えられる。

一方で、就学時に決定した学校や学びの場は固定したものではなく、子供の教育的ニーズを踏まえて、常に変化するを、教職員が認識する必要がある。学びの場の変更や検討をす

る場合、保護者と学校の間で十分な合意形成が図られたり、児童生徒の実態把握が十分に行われ校内就学支援委員会で審議がなされたりすることが重要であることから、今後も校内就学支援体制のさらなる充実を図りながら、必要な就学支援を行っていくことが求められる。また、特別な学びの場を必要とする児童生徒が増加しており、それに伴い、学校において就学支援を進めるうえでの事務手続きなどの業務量も増加している。」ことを挙げております。

検討案については、

○「小中学校においては、仙台市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした在籍児の割合が約95%となっていることから、現在の校内就学支援体制を継続しながら、研修や手引きの配布などにより、校内就学支援体制のさらなる充実を図る。また、小中学校における就学支援に係る業務の見直しを行い、就学支援事務などの効率化・迅速化を図ることにより小中学校の負担を軽減する。」としております。

具体的には、「小中学校の在籍児で、校内で特別支援学級や通常の学級への在籍異動を検討する場合、児童生徒の状態、合意形成の状況など、一定の条件を満たすときは、市就学支援委員会での審議を任意とする。ただし、最終的な在籍異動の可否は市教委が決定する」としています。

1①-2のところでご説明いたしましたが、この検討案の対応により、審議件数の減少が期待されます。また、市教委での確認はございますが年間の開催日程が決まっている市就学支援委員会の審議を待たずに、在籍異動することが可能となり、学びの場の変更に随時対応が可能となる効果が期待されます。

一方で、学校による学びの場の判断の妥当性についての課題もございます。

後半についての説明は以上です。よろしく願いいたします。

(高屋委員長)

ありがとうございました。これからの進め方ですが、まず全体を通してのご意見と質問をいただき、それから項目ごとに意見と質問をいただく流れで進めたいと思います。前回も話しましたが、質疑応答のような形ではなく、自由に意見を述べ合っているいろいろな考えを伝えるという雰囲気の下で進めたいと思いますので、ぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

では、全体を通してご意見や質問があればお願いします。

なければ、項目ごとに話を進めていきます。まず2番目の「早期からの一貫した支援」について課題と検討案をいただきましたが、各委員の方から意見と質問をお願いします。

(葛森委員)

質問と意見ということでお話しさせていただきます。検討案の黒ポツのところの「市教委主催の5歳児保護者を対象とするガイダンスを開催する」について、ここでいう5歳児はどこを指されているか。保育所で言う5歳児は年長児を指し、5歳児発達相談の5歳児は、5歳になったときの発達相談になるので、年中児（保育所で言う4歳児）が対象です。どちらを指されているのかというのが質問です。その質問と意見がリンクするのですが、趣旨からすると、早い段階から就学に向けたガイダンスを行うことで、保護者が就学に向けた考えを早くから持つておくというのは必要だと思っています。そうした時に、すでになかよし学園やなのはな園といった旧知的障害児通園施設や、いわゆる障害児枠で保育士の加配を受けて保育を受けている方、幼稚園の障害者補助金制度に同意をしている方、保護者がお子さんの障害をある程度認めていて支援学校、支援学級を考えている方については、先日行われたガイダンスは非常に有効だったと考えています。参加したアーチルの職員からも支援学校、支援学級を考えている親にとっては非常に分かりやすい説明会だったと報告を受けています。そういう方には、4歳児、年少のときに話を聞いて、翌年年長を迎えて、具体的な新就学に向けた相談をするという流れでいいかなと思います。しかし、例えば5歳児発達相談で少し気になっている保護者が支援学校、支援学級のガイダンスを受けるには、少し心理的な距離があると思うのです。そうした時、例えば一旦アーチルの相談につないでからとなると、年少では難しく、年長にならないとガイダンスを聞く構えができない場合もあります。ですから、4～5歳児と少し幅広く聞きたい方が聞けるものになるとよいのではないかと思います。以上です。

(高屋委員長)

ありがとうございます。5歳児の捉え方と、声掛けで4歳児5歳児と幅広く呼びかけた方がいいのではないかとのご意見でしたが、それに対して事務局からお願いします。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

まず、対象についてですが、これまでも次年度小学校に入学を予定している方には、8月に相談会を行ってきました。その対象とは別に、再来年度に入学を予定しているお子さんの保護者を対象に、と考えて今年度実施しており、その案内にはそのように明記しているのですが、お子さんが何歳かということに関しては厳密には確認はしていないので、中には8月の相談会に行くけれども、その前にも聞いておきたいという方がいらっしゃるかもしれません。私どもも、早い段階で聞きたいと思っている方に関しては、聞く機会があつてしかるべきだと思っております。その一方で、先ほど話がありましたように、100人を超える方に来ていただきましたが、今年度はコロナ対応として席の間隔を空けるなどの対応が必要だったため、ほぼ会場一杯の状態でした。そうしたことから、会場の確保などを含めて、対象をどのように考えていくかは今後の検討課題だと感じております。

もう一つ後半にお話いただいた早い段階でのガイド、さらには保護者の障害の受容の程度によって、どの段階で説明を聞いてみようと思うかについては、かなり個人差がある、ということに関してはこちらも認識をしております。特に乳幼児などは学齢の子供たちより情報が多くないことから、ご家庭の状況なども今後情報収集を行い、どういう形がよいかを検討していきたいと思っております。後でお話があるのかもしれないのですが、乳幼児の段階の保護者の状況について教えていただければ参考にしていきたいと思っております。

(高屋委員長)

ありがとうございます。薦森委員よろしいでしょうか。柔軟に対応しているという説明でしたが、薦森委員の意見と事務局の説明に対して追加質問や意見がありましたらお願いします。

私から別件で質問します。コロナ禍で、子供未来局子供保健福祉課の相談事業と連携していると書いてありますが、私自身がよく分からないので、庄子委員からこの点についてご意見をいただければと思います。

(庄子委員)

まず、5歳児のびのび発達相談事業は、今年の1月から3月まで試行的に開始し、4月から正式にスタートしました。状況をご紹介いたしますと、3月までのモデル事業では1月11件、2月23件、3月36件とどんどん増えていきました。その理由として、対象のお子さんを絞らず一気に始めたことにより、全学年分の数が含まれていたという事情がございます。4月からは、誕生日を迎える方々に集中してスタートし、4月、5月、6月はそれぞれ20件前後のご相談をいただきました。先日、担当者の会議がありましたが、新年度ということで集団の中での様子をはっきりしないことやコロナの影響もありましたので、まだ少ない件数なのではないか、今後増えていくのではないかとこの見込みでした。

また、幼稚園や保育所を回った際に、「特別支援教育」、「アーチル」となると、先ほど薦森委員からありましたけれども、親の受容という面でハードルが高いこともありまして、5歳児のびのび発達相談に関しては、お母さま方がそこまで受容ができていない場合でも気軽に相談できるような、ハードルの低い案内をしてほしいと言われていたところでした。効果はあったようです。ただ、相談した後、過半数は継続支援という形で電話であったり再来であったり、もしくはアーチルさんを紹介したりという形になっています。また、継続支援の中でアーチルにつながった方も思ったより多いという感触で聞いております。そして、特別支援教育のガイダンスに関しましても、実は区役所でも当初相当ハードルが高いと感じており、口にただけで「そういう（特別支援教育につなげるための）相談だった」と保護者の間で言われてしまいそうだとこのことで、なかなかガイダンスについて全員はもとより、必要な方にご案内するの

ですら、つまり、必要な方を選んでいると思われてしまうので、難しいと言われていました。だから、お母さま方から聞かれたり、目に付くところにチラシを置いたりして、「これは何ですか」と興味をもってもらえれば、「これはですね」とお話できるけれども、なかなか区の方からお話するのは難しいという話でした。しかし、興味を示された方もゼロではなく、4月から始まった60名ぐらいの中で、ガイダンスや特別支援教育に興味を持たれた方がいらっしまったと聞いていました。(ガイダンスに行った担当者もいたようです。)

それから、今回、小児科からつながってきた方もおりました。これまで3歳児健診までは次の健診で聞いてみたらと言えていたのが、3歳を超えた後に突然アーチル、特別支援教育というお話をするのが小児科の方でもハードルが高かったところが、5歳児のびのび発達相談というのがあるよということで紹介しやすくなっているのではないかと、今後小児科の紹介も増えてくるのではないかとという話が区担当者から出ていました。

ですから、ハードルを低くすること、来た方に丁寧に対応することで、特別支援教育やアーチルにつないでいく可能性がある事業だと手ごたえを感じています。

(高屋委員長)

ありがとうございました。ハードルを低くすることがとても大事だということは私自身の経験からも思いますし、ましてや小児科からの紹介、医療との連携ということも含めてハードルを低くしながら親御さんの状況を見て、親御さんが自分で選んでいくという形でやっているというのはすごく丁寧で、かつ効果的だと思います。今の庄子委員のご説明に対して質問や意見があればお願いします。発達相談支援センターとの連携もありますので、早期からの一貫した支援についてでも構いませんので補足があればお願いします。

(鳶森委員)

アーチルの方は、就学の前から健診をはじめとした育児の相談を数多く受けているので、学校に入るまでには1学年の10%がご相談にいらっしまっています。そこからうまく教育につなげていくことを大事にしながら特別支援教育課とも情報交換しながら進めているところです。対象児が広がったことでさらに効果的な連携が求められているのだと思います。私からは「3関係機関の連携」のところでもた質問させていただきます。

(高屋委員長)

ありがとうございます。では2番の「早期からの一貫した支援について」で他に意見がなければ次に進めていきたいと思います。癸生川委員、どうぞ。

(癸生川委員)

教育委員会に関する質問から外れてしまうかもしれませんが、教えていただければと思います。

保護者本人に対する就学に関するガイダンスを早めに始めるというのはいいなと思っておりました。併せて、幼稚園や保育園で指導に当たっている先生方への適切な情報提供に関しては、今どのような形で行われているのかについて教えていただければと思います。

(高屋委員長)

それでは事務局からお願いします。

事務局(特別支援教育課：秋山課長)

ここ数年来、保育園などからの要請を受けて就学に係る研修会などにお邪魔させていただき、こちらで資料を差し上げることを通して周知しています。

それから、次年度入学予定のお子さんの保護者を対象として、各園に就学に関する案内を送付しており、その案内の中に記載してある就学に関する流れなどについて園の先生方にも見ていただいております。今のところそのような形で共通理解を図っています。

(癸生川委員)

ありがとうございます。就学を控えて不安に思っている保護者からすると、やはり身近な先生方の言葉はとても影響が大きいと思います。ですから、例えば、就学後通常の学級から特別支援学級に行く例もあるのか、その逆もあるのかといったことなどに関して正しい情報を持っていただけると、より保護者の不安も軽減されると思います。そのような情報を提供するような場があるといいと思います。

(高屋委員長)

事務局からお願いします。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

今のご意見も含めて、先ほど庄子委員からご説明いただいた事業も大変参考になりました。やはり、保護者の障害の受容は様々で、丁寧に対応していく必要があるのはこちらも認識しておりますので、そうした状況もしっかり把握しながら取り組んでまいります。また、こういう話を聞きなさいという一方通行ではなく、それぞれの事業が持っている役割などもしっかり担保しながら必要に応じて情報を提供していくことができればと思っております。

そういった意味では、集合型の説明が今まで多かったのですが、例えば、オンライン形式で自由に聞く、観るということを取り入れていくことで、みんなのところに集まって話を聞くのは抵抗があるけれども、自宅でネットを通して観るのは大丈夫という方にも応えることができるかと考えていたところです。この点についても皆さんからご意見いただければ参考にしたいと思います。

(高屋委員長)

今のオンラインという、まさにコロナ禍から出てきたニーズをプラスに活用していこうということだと思いますが、事務局の案に対しての意見や質問はございませんか。

(小野寺治歌副委員長)

昨日、面談したお子さんの兄弟で、就学前のお子さんの教育相談についてこれから考えていかなければならないという方がおり、再来年どうしようという話がありました。夏に教育相談会というものがありますとご案内した際、情報は市政だよりに載っていますが、さかのぼって6月ぐらいですので、できれば市のホームページや教育委員会のホームページですぐに検索できる状況になっているともっとよいだろうと思いました。そうした整備も進めていただけるともっとも身近なものになると思います。

「2早期からの一貫した支援」と「3関係機関との連携」両方に関係することですが、保護者や幼稚園、保育所の先生方への情報提供ということもあるのですが、校長という立場で仕事をして、学校として特別支援教育を勧めるということを任せられている立場からすると、なかなか難しい面もあると思うのですが、保育所長や幼稚園長などそれぞれの代表の方にもっと浸透できるようなお話をする機会を持つことが大切になってくると感じました。

(高屋委員長)

ありがとうございます。蔦森委員お願いします。

(蔦森委員)

先ほどのオンラインの件ですが、もしオンラインをすることで聞ける層が広がるのであればすごく効果的だと思います。私が増えたらいいと思う層は、やはり幼稚園や保育所の先生方です。幼稚園や保育所の先生方はベテランの方々からあまり経験のない方まで様々です。現在アールで新就学の相談を行っていますが、在籍している保育所や幼稚園の先生方からこう言わ

れていますなどいろいろな話が出てきます。そうした時に、園の先生方のとらえと我々のとらえが大きく違っていると親御さんが混乱するので、個別に園にお邪魔して、アーチルではこういうふうにとらえていますとお伝えするのですが、就学の考え方やシステムについての知識を先生方が広く聞くことができると、ご自身の経験談だけではなく適切な助言をすることが可能になると思います。先生から言われる一言は親御さんからすると重いので、園の先生方が幅広く知る機会があるとありがたいと思います。

(高屋委員長)

ありがとうございます。では、はいどうぞ。

(林委員)

今、蔦森委員がおっしゃったことは、各区の家庭健康課の方々にも当てはまると思います。先ほど庄子委員がお話くださった、勧めるのがなかなか難しいということについては、もちろん保護者の方の不安や受容の程度もあると思いますが、職員がそのことをどのくらい知っているかということも結構大きいと思います。ですから、主たる対象は保育所などの先生方ということであっても、家庭健康課で実際相談に当たっている職員の方もそれを見られるようにしていただくと、今後こういうふうになるということがよく分かって勧めやすくなるのではないかと思います。「“発達”の人」という曖昧な理解ではなく、きちんと理解しておいてそれを踏まえて勧める、勧めないということができるようになると思っています。ご検討よろしくお祈りします。

(高屋委員長)

委員のメンバーもいろんな関係の方が来ているので、関係機関の連携の一つの表れかと思えますので、今のような形でそれぞれの立場で連携についての実情や要望も含めてご意見をいただければと思います。他にございませんか。

(蔦森委員)

仙台市では特別支援教育課とアーチルとの調整会議をここ10年くらい続けており、非常に良い形で連携させていただいていると感じています。全国の発達障害支援センター連絡協議会に参加した時には、他の自治体では、就学前の情報がなかなか教育にバトンタッチできず、就学前と教育とのスムーズな連携が課題になっているということが話題になりました。2年前、仙台市の取組についてアーチルの保健師と学齢支援の行政教員が発表しました。乳幼児と学齢のつながりができている、連携ができているということで、仙台市は進んでいるという話でした。そうしたこともあり、とても良い形で連携が進んでおり、アーチルの新就学相談の内容が、保護者同意のもと就学支援委員会とうまくつながっているところが大きな仕組みの一つなのだろうと思っています。ですから、そこは大事にしながら事務をどう簡略化していくかについて考える必要があります。

検討案の白○の二つ目のポツの二つ目にある「保護者が行う事務手続きの簡略化をし、負担を軽減した。」ですが、この部分は事実としては確かにそうなのですが、そもそもの経緯として、今回の手続きの変更にあたっては、相談資料を保護者に提供する方法についてこれまでの内容を変更する必要がありました。就学支援委員会へ提供する資料と、保護者に提供する資料を変えなければならぬということで、二つの種類の資料を作成することになりました。その結果、保護者経由で事務局に資料を送るという手続きが減ったので、結果として保護者としては負担が減ったということになります。これは正しいのですが、もともと簡略化を目的として行ったわけではありません。「事務手続きの改正を行い」というような表現で書いていただくと、アーチル側の読み手も抵抗なく読めると思いますので、検討いただきたいと思います。

(高屋委員長)

結果として簡略化になったけれども、実際は改正をしたということでした。事務局からもア

一チルの負担が増えないことを願っていると最初にありましたが、改正をした結果として簡略化したということだと思います。それも踏まえて事務局からお願いします。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

仙台市の教育局とアーチルは非常に良い形で連携させていただいていると思っております。顔が見える関係で、少なくとも10年くらい取り組んでいるところでございます。文部科学省でもこの6月に「障害のある子供の教育支援の手引」という、平成25年度に出された手引の改訂版が示されました。この中にも「早期からの一貫した教育支援」という項目があり、この中に「教育と福祉などの効果的かつ効率的な連携体制を構築し、担当者同士の信頼関係を築くことが重要である」という一文があります。文科省が6月に示す前から仙台市ではこれができる、理想的だと思っています。密接に連携しているだけに、就学支援に関わる対象の方々が増え、それに係る事務手続きが増えているというのは、そのままアーチルにお願いしている資料作成や相談業務そのものも増えているということになります。ですから、こちらの都合だけで事務手続きなどを簡略化したことで、そのしわ寄せがアーチルにいくということは避けなければならないと十分に認識しています。アーチルの負担軽減も含めて、今後も就学支援の在り方を考えていきたいと思っています。

（高屋委員長）

まさに、顔が見える信頼関係、顔が見える連携だと思います。文科省が出した「障害のある子供の教育支援の手引」の中に「関係機関との連携」という項目があって、医療関係者や管理職、教育現場が読むところなど、様々な項目を作っている部分があります。仙台市では国で示していることを先取りしてやっているとは思っています。

他に「関係機関との連携について」で、関連したことで別な視点でも構いませんので何かありましたらお願いします。ございませぬか。では、3番を一旦終了し、4番目の「多様で柔軟な仕組みの整備」に移ります。

インクルーシブ教育システムについて、柔軟で多様な連続性のある学びの場という形で仕組みを整備していくという観点で書かれています。質問やご意見をお願いします。

（癸生川委員）

検討案のポツ一つ目で、「特別支援学級と特別支援学校間の計画的な居住地校交流などのさらなる推進を図る。」とあります。鶴谷特別支援学校としては、居住地校交流は通常の学級と行っています。ですからこれは新たに特別支援学級にも拡充するという形になりますか。

（高屋委員長）

では、事務局で回答をお願いします。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

癸生川委員がおっしゃったのは、現状だと特別支援学校のお子さんが小中学校に行って交流しているが、逆に小中学校の特別支援学級のお子さんたちが特別支援学校に行くかということでしょうか。

（癸生川委員）

鶴谷特別支援学校の現状としては、交流対象が通常の学級のお子さんたちで、特別支援学級との交流は行われていない状況です。そのあたりの捉えについて解説いただければと思います。

事務局（特別支援教育課：秋山：課長）

まず基本としては特別支援学校のお子さんが、居住地の小中学校に行き交流を行うという

ことで、その交流の形態としては、特別支援学級も通常の学級も含め、実情に合わせて交流していただくという捉えでございました。ですから、「特別支援学級と」となると特別支援学級だけなのかとなりますので、この辺りは表現を変えなければいけないかもしれません。

(高屋委員長)

特別支援学級だけでなく通常の学級の実態も含めてこの案の方を再検討していただくということでもよろしいでしょうか。他にございませんか。

(寺本委員)

今の件について、私の知り合いの方から、居住地校交流はしたいけれど、通常の学級は少しハードルが高いので特別支援学級をあえて希望して居住地校交流をしているという話を聞いたことがありました。今の癸生川委員の話ですと、現場ではそういう認識がまだまだないというか、私が知っている事例が特別だったのかもしれませんが。居住地校交流のそもそもの目的から外れるかもしれませんが、特別支援学級でも地域の学校で、地域のお子さんに関わる機会があることはプラスの面があると思うので、特別支援学級でも交流できますということも示していた方がいいと思いました。

(高屋委員長)

ありがとうございます。現状では通常の学級となっているけれども特別支援学級でもいいということを明確にしていた方がいいというご意見だと思います。事務局で何か意見があればお願いします。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

そのような情報も含めて発信していきたいと思います。先ほども申しましたように、実際に交流を行う特別支援学校のお子さんの状況や、交流先の学校のお子さんの状況などを十分に調整して、それぞれの子どもたちにとって有益な活動になるということが前提であり、限定的に行うということではありませんので、そのあたりは広く考えて必要な取組を行っていくことが大事だと思います。様々な機会でも発信していきたいと思います。

(高屋委員長)

ありがとうございます。癸生川委員もよろしいですか。

他のご意見や質問はありませんか。

なければ5番目の「校内就学支援体制の充実」について質問とご意見をお願いします。

(遠藤委員)

本校では、7月に校内就学支援委員会を開催しましたが、より多くの生徒を協議の対象にして進めています。生徒を見る先生方の目は様々な研修により高まっており、そういった意味では、教員の研修は大事だと思います。校内就学支援委員会は、学校の支援体制について改めて検討できる場にもなっていますので、今後もしっかりと継続していきたいと思います。また、市就学支援委員会で審議する際の手続きについては効率化、迅速化が必要だと思いますので、検討案に沿って進めていただければと思っています。

(高屋委員長)

ありがとうございます。同じく小野寺委員からも小学校長という立場で、実際の状況について紹介していただければと思います。

(小野寺治歌副委員長)

今頭を悩ませていたのは、「一定の条件を満たす場合について、学びの場の変更に随時対応が可能。」というところです。校内の判断で特別支援学級だった子が通常に戻ったり、通常だった子が特別支援学級に入ったりする。果たして一定の条件というものをどの程度示すのか、そのあたりがかなり難しいだろうと思います。どういった条件整備が必要になるのかということについて思いを巡らせていました。その判断の妥当性についても疑問を投げかける質問が出てくるだろうということもありまして悩んでいたところでした。

(高屋委員長)

ありがとうございます。＜効果＞と＜課題＞にあったように、学びの場の変更に随時対応できるというメリットもあるけれども、学校の判断の妥当性という部分で考えを巡らせていたことですが、今の意見について事務局から何かありましたらお願いします。

事務局（特別支援教育課：三浦主幹）

先ほど、前半部分2ページ目の①のところに「一定の条件」を記載させていただきました。学びの場を決定するに当たり、その判断の妥当性が担保される内容のもの、条件の例として、過去の市就学支援委員会での審議結果、専門機関の見立て、本人や保護者の希望、校内就学支援委員会での判断、現在の学習や生活の状況など、今後条件を検討していきたいということで、非常に大まかに書いております。具体的に事務局でどんなことを想定しているか、一例を挙げますと、小学校1年生から5年生、中学校1年生から2年生で、過去に市就学支援委員会判断した経過があるものの、その時点では保護者の同意が得られなかった、または子供がまだ通常の学級にいたいと思っているなどして在籍異動までには至らなかったけれども、学年が進むにつれて学習や生活の状況が難しくなった場合などが想定されます。そのような場合で、通常の学級から知的障害学級に学びの場の変更する際、専門機関の評価があり、本人・保護者の希望と校内就学支援委員会の判断が一致しているなどと、かなり条件が整っている場合に事務局が在籍異動を認めるということを今は考えています。小学校6年生については、これまでも就学支援委員会の中で審議記録用紙を変更したりしながら審議の効率化を図ってきましたが、知的障害学級と自閉症・情緒障害学級に在籍している小学校6年生で、現在の学びの場と本人保護者の希望、中学校になってからも同じ障害種の特別支援学級に行きたいという意向があつて、校内就学支援委員会の判断としても一致している場合などに限ったところからなのではないかと想定しています。あまり枠を広げてしまうと、校内でも迷われてしまうこともあると思いますので、そのあたりのことはこれから検討することになると考えておりました。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

今、具体のところの説明があつたとおりです。前回の検討委員会するときにもご心配をかけるご意見をいただいております。事務局でも学校が混乱しないようにしっかりと考えていきたいと思っております。就学支援委員会での審議、専門家の意見を聞きたいということであれば、それは事務局で審議するかどうかを決めるものではないので、希望があれば審議をします。その上で、一定条件に合致するもので、簡略化した中での学びの場の変更が必要なお子さんや、そのような子にとっていい状況にあるときには進めることができればと思います。ただ、イメ

ージとしては、今までと同じように学校でまずしっかり子供さんの実態に応じて学びの場を検討し、それを教育委員会に提出していただきます。先ほどの改善案に入っていましたけれども、事務局でいったん仮の案を作ります。それを市就学支援委員会で委員の皆さんに審議していただいています。教育委員会に出していただくところまでは変わりません。事務局で仮判断する際に一定条件に合致しており、かつ学校が市就学支援委員会で審議までは考えておらず、校内の異動でいい場合について、事務局が大丈夫と認めた場合は、学校に変更を認めるというようなイメージでございます。そうすることで就学支援委員会で審議件数が減るということと、学校でのスムーズな在籍異動につながるというような話です。さらには、そうしたケースの場合に学校から提出していただく教育相談票の内容も少し簡略化することで、学校の事務負担を軽減できると考えています。

(高屋委員長)

ありがとうございます。小野寺委員よろしいですか。

まさに、今のようなことを質問してほしいと思います。他にございませんか。

すてきだなという表現があったので、委員長という立場を外れて話しますが、5ページの一番下のところで、「一方で、就学時に決定した学校や学びの場は固定したものではなく、子どもの教育的ニーズを踏まえて、常に変化するということを、教職員が認識する必要がある。」ということがとても大切だと思います。一回決まったら変えられないと思っている親御さんたちが結構います。そのため、小学校入学時にここで頑張っている学級に来たなどとおっしゃる方がいますが、親御さんと教育委員会、学校との信頼関係の下に、このように柔軟に変化するものだとすることを教職員も保護者もみんな共有できると、就学がもっとスムーズになるのではないかと自分の経験から思っています。素敵で大事な文言だと思って紹介させていただきました。

すべての項目について終わったのですが、全体を通してございませんか。

それでは、十分にご意見をいただいたと考えますので、これをもって第4回目の質疑、意見交換を終了したいと思います。今いただいた意見などを基にして事務局が後半部分を再整理することになりますが、基本的なところは今回提示されました事務局案をご承認いただけますでしょうか。もしよろしければ挙手していただければと思います。

全員挙手ということで確認が取れましたので、今日の内容については承認いただきました。

今後、最終報告書を作成していく過程で、事務局から報告書の案が提示されると思いますので、その際にまたご意見などがございましたら、何うこととしたいと思います。本日の議事は以上ですが、皆様から何かございましたらお願いします。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

次回は、スケジュールのとおり、報告案の検討についての議事となる予定です。

本日の説明、意見交換を踏まえ、皆様からご意見をいただきながら審議を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、事務局へお返しいたします。よろしく願いいたします。

事務局（特別支援教育課：堀越主任指導主事）

皆様、お疲れ様でございました。

事務局から、連絡があります。

はじめに、茶封筒にお入れしております書類をご覧いただけますでしょうか。

1 点目は次回の開催日程についてです。開催案内と出欠予定表をお渡ししておりますので、ご確認ください。次回は9月28日（火）、午後3時から、会場は、本日と同じとなっております。会議への出欠につきましては、9月3日（金）までにお知らせくださいますようお願いいたします。

2 点目でございます。本日の会議に関するご質問・意見をいただけるよう、所定の用紙を配

付しております。会議中に発言できなかつたご意見などがある場合にはこの用紙、もしくは任意の様式にご記入の上、8月11日（水）までにご提出いただきますようお願いいたします。追加でいただいたご意見につきましても、会議中のご意見と同様に扱ってまいります。

今回協議に使用した資料につきましては、こちらでお預かりいたしますので、お持ち帰りいただかなくても結構でございます。なお、お持ち帰りを希望される場合には、手提げ袋を用意いたしましたので、お帰りの際、事務局へお声掛けください。

それでは、閉会にあたりまして、特別支援教育課秋山課長より閉会のあいさつを申し上げます。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

本日、委員の皆様には様々なお立場、様々な観点からご意見を頂戴いたしましてありがとうございました。本日の議事におきましては、就学支援に対する検討案の後半部分について皆様から貴重な意見を頂戴いたしました。おかげさまで大変有意義な検討会にすることができました。全6回の予定で進めてまいります本検討委員会でございますが、残り2回となりました。先ほど高屋委員長からも話がありましたが、次回、第5回検討委員会は最終報告の検討になります。皆様からまた様々なご意見を頂戴することができればと考えております。委員の皆様には今後もより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

事務局（特別支援教育課：堀越主任指導主事）

それでは、以上をもちまして、本日の会議の一切を終了いたします。皆様、本日はありがとうございました。